

# 姶良市加治木地区商店街活性化検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「姶良市加治木地区商店街活性化検討業務委託」を実施するに当たり、同業務の契約候補者を選定するために本市が実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務目的

本業務の対象である姶良市加治木地区は、伝統的・歴史的なまちなみを残す「かもだ通り商店街」、交通結節点である「JR 加治木駅」、行政拠点としての「姶良市役所加治木支所」、姶良市子ども館「ちるどん」などが集積し、地域住民の生活拠点であると同時に、来訪者の玄関口としても重要なエリアである。しかし近年、商店街の空洞化、既存施設の利用率低下、人流の減少が徐々に進んでおり、地域経済の活力低下や交流機会の減少が懸念されている。

本業務は、姶良市立地適正化計画に位置付けられた地域中心拠点（加治木支所・加治木駅周辺）の都市機能誘導区域における既存公共施設について、施設状況、利用実態や交通アクセス状況等の現状を整理するとともに、施設や地区に対する市民ニーズを把握し、今後の当該地区の生活サービス向上に向けた既存公共施設の利活用方策についての検討を行う。

また、商店街の活性化に向けた事業を実施し、市民や事業者の意見を収集・整理した上で、今後の取組方針について検討する。なお検討に当たっては、商店街を核とした魅力あるまちづくりを進め、対象区域の活性化を目指す取組の検討を行うものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

姶良市加治木地区商店街活性化検討業務委託

### (2) 業務対象区域

姶良市立地適正化計画に位置付けられた地域中心拠点（加治木支所・加治木駅周辺）の都市機能誘導区域

※ 別紙図参照（P 6）

### (3) 業務内容

別紙、姶良市加治木地区商店街活性化検討業務委託仕様書のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案に応じて、変更することができる。

### (4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

（ただし、令和8年 第1回定期例会における予算の繰越承認後は履行期間を令和8年8月31日までとする。）

※ 企画提案時に示す業務工程予定表については、令和8年8月31日までの工程内容とすること。

## 3 契約金額の上限

総額 7,304,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 選定方式

選定方法は、本実施要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な事業者をプロポーザル方式で選定する。

## 5 参加者要件

- 次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。また、委託契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点では参加資格を失うものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (3) 会社法（平成17年法律第86号）や破産法（平成16年法律第75号）に基づく清算の開始又は破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (4) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
  - (6) 鹿児島県内に事業所等を有する者であること。
  - (7) 平成27年度以降において、地方公共団体発注のまちづくり関連の同種又は類似業務を受託した事実を有する者であること。
  - (8) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、上記(7)の業務の担当実績を有すること。

## 6 契約締結までのスケジュール

項目	日程
公募開始（姶良市ホームページ）	令和7年12月12日（金）
質問書の受付期限	令和7年12月19日（金）午後5時まで
質問書への回答	令和7年12月23日（火）
参加表明書の提出期限	令和8年1月7日（水）午後5時まで
参加資格結果通知	令和8年1月8日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年1月13日（火）午後5時まで
プレゼンテーション及び審査	令和8年1月15日（木）
審査結果の通知	令和8年1月16日（金）【予定】
業務委託契約締結	令和8年1月下旬【予定】

## 7 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、前記「5 参加者要件」を確認の上、次のとおり参加表明書を提出すること。なお、公募に関する資料・様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

※ 姶良市ホームページ：<https://www.city.aira.lg.jp>

### (1) 提出書類・提出部数

- ア 参加表明書（様式1） 1部
- イ 実績確認書（様式2） 1部

平成27年以降において商工業を中心としたまちづくり関連の同種又は類似業務の契約実績を記載するこ

と。また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を可能な限り添付すること。

#### ウ 配置予定技術者調書（様式3）

各技術者氏名、資格、実績等について記載すること。

資格については、技術士（総合技術管理部門：建設一都市及び地方計画）等の本業務委託に資する現に有する資格を記載すること。

#### エ 前記5 (4)を確認できるもの 1部

(2) 提出期限 令和8年1月7日（水）午後5時必着

(3) 提出方法

ア 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）とする。

イ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4) 提出先 後記「15 応募・問合せ先」参照

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認終了後、令和8年1月8日（木）までに、参加表明書（様式1）に記載の電子メールアドレス宛に通知し、別途、原本は郵送する。

### 8 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式4）

(2) 提出期限 令和7年12月19日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

質問箇所及び質問内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。他の方法による質問書の提出は一切受け付けない。

(4) 提出先 後記「15 応募・問合せ先」参照

(5) 質問への回答

質疑に対する回答は、令和7年12月23日（火）までに、適宜本市ホームページに掲載する。なお、当該回答をもって、本要領及び仕様書の追加又は修正をしたものとする。

### 9 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退するものは、次の方法で辞退届を提出すること。

(1) 提出書類 辞退届（様式5）

(2) 提出期限 令和8年1月13日（火）午後5時必着

(3) 提出方法 上記「7 参加申込 (3) 提出方法」参照

(4) 提出先 後記「15 応募・問合せ先」参照

### 10 企画提案書の提出

本プロポーザルに要する企画提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式6）

代表者印を押印の上、企画提案書の鑑とすること。

イ 会社概要（任意様式 A4版）

ウ 企画提案書（任意様式 A4版）

エ 業務工程予定表（任意様式 A4版）

履行期間中における業務のスケジュールを作成すること。

オ 見積書及び見積内訳書（任意様式 A4版）

会社名、代表者名を記載し、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

(2) 提出期限 令和8年1月13日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

ア 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）とする。

イ 郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4) 提出先 後記「15 応募・問合せ先」参照

(5) 提出部数

正本1部（代表者印押印のもの）、副本10部

## 11 プレゼンテーションの実施及び審査

姶良市加治木地区商店街活性化検討業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が「別表評価基準表」に基づき、提案者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより評価する。プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

その後、評価結果に基づき、選定委員会で審議の上、選定委員の合計得点が最も高い提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。ただし、一定水準（総合計点60%）に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

なお、参加者が1提案者のみの場合でも審査を実施し、選定を可否する。

(1) 日時及び場所

令和8年1月15日（木） 姶良市役所本庁舎

※ 日時・場所については、別途通知する。

(2) 1者当たりの時間配分

ア 企画提案プレゼンテーション 20分以内

イ 質疑応答 10分以内

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果の通知は、第1優先交渉権者名と第2交渉権者名のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和8年1月下旬までに通知する。

(5) その他

ア プレゼンテーションに用いるプロジェクターとスクリーン、HDMIケーブルは事務局で準備する。パソコンは提案者で準備すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

イ プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施し、資料の追加や差し替えは認めない。

ウ プレゼンテーションは対面式で行う。オンラインでのプレゼンテーションは認めない。

エ プレゼンテーションは公開で実施するが、プロポーザル参加事業者については、公平を期すため、他事業者のプレゼンテーションについて非公開とする。

## 12 契約の締結権

(1) 受託候補者に決定された者は、本業務の契約締結権を有する。

(2) 受託候補者は、仕様書及び企画提案書の記載事項、プレゼンテーション提案事項を基本に姶良市と協議の上、姶良市財務規則その他関係法令に基づき適当であると判断された場合に、契約を締結する。

(3) 受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約時の「仕様」となるが、本業務の目的達成のために必要な範囲において、協議の上、内容の修正及び変更を行うことがある。

(4) 受託候補者による辞退や姶良市が契約を締結できないと判断した場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

### 13 失格事項

提案者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (4) 参考見積額が契約限度額を超えている場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格に値すると認めた場合

### 14 留意事項

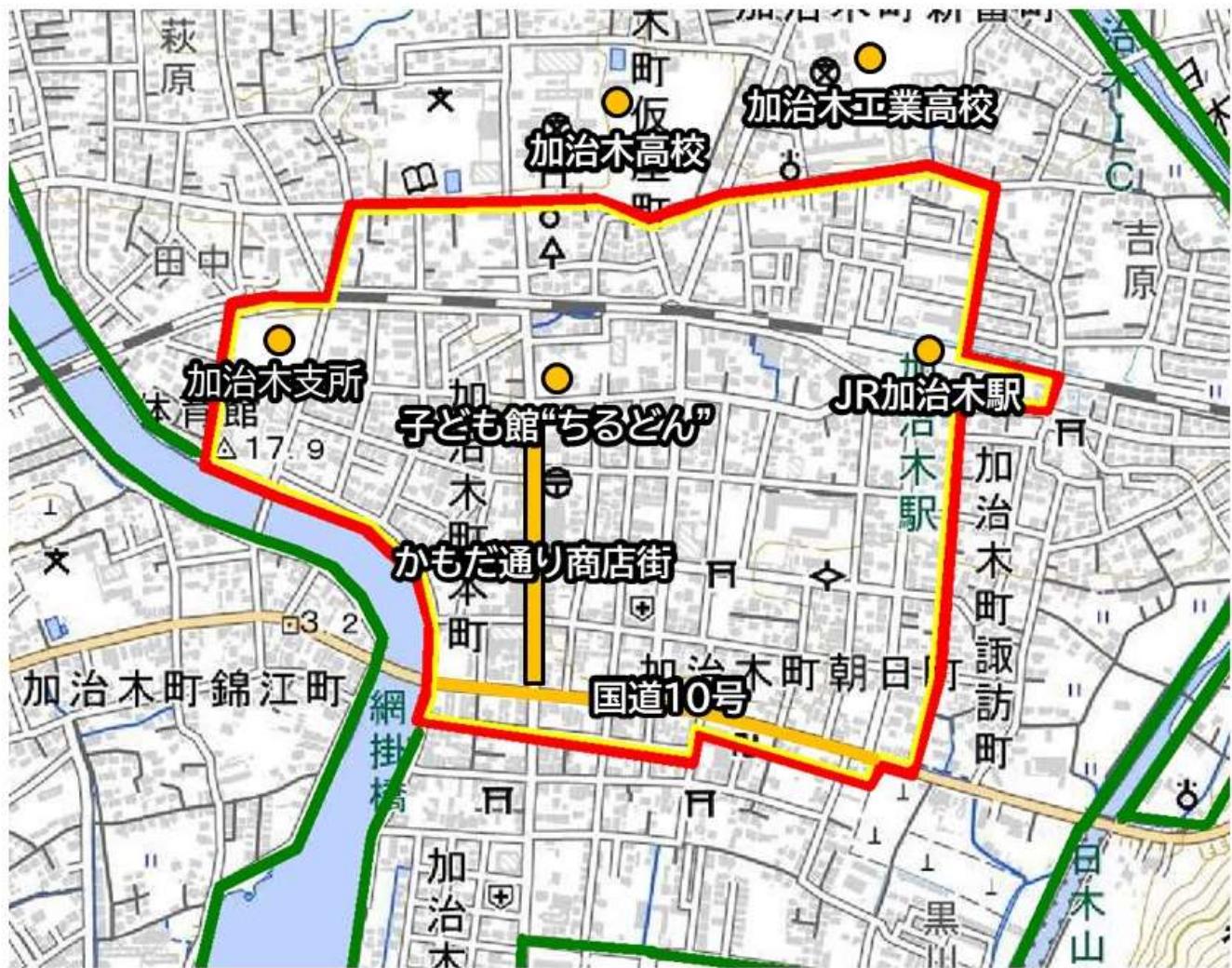
- (1) 審査結果に対する質問・異議申立ては一切受け付けない。
- (2) 事業提案書等を提出したものは、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (3) 提出期限までに事業提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められない。
- (4) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。ただし、選定されたプロポーザルの使用権は姶良市に帰属する。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 提出期限後の提出書類等の差替え及び再提出は認めない。ただし、姶良市からの指示があった場合は除く。
- (8) 提出された申請書等の取扱いは、姶良市情報公開条例（平成22年姶良市条例第17号）に基づく。企画提案書において企業秘密に該当する部分については、企画提案書にその旨を明記すること。

### 15 応募・問合せ先

〒899-5492 鹿児島県姶良市宮島町25番地  
姶良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係  
電話：0995-66-3145（直通）  
FAX：0995-55-8354  
E-Mail：[kigyo@city.aira.lg.jp](mailto:kigyo@city.aira.lg.jp)

## 別紙図【業務対象区域】

※ 赤枠で囲まれた部分が本業務対象区域



別表【評価基準表】

審査項目	審査事項	審査基準	配点
業務履行	業務工程	計画が適正で具体的であり、行政側の業務調整を考慮した実施可能なスケジュールとなっているか。	10
	業務体制	管理技術者及び照査技術者等の配置は適切で柔軟に対応可能な体制となっているか。	10
	同種又は類似業務	実績があり、確実な業務の実施が見込めるか。	10
提案内容	仕様書との整合性	仕様書の趣旨に合致した提案がなされているか。	10
	業務対象区域の理解度	業務対象区域の特徴、現状、課題などを十分理解した提案となっているか。	20
	現況調査・把握	民意の収集、集約を図るアンケートやワークショップ等の手法は適切か。	20
	取組策定	加治木地区商店街を核とした業務対象区域の活性化が期待できる提案となっているか。	30
	独自提案	本業務の効果を向上させる具体的で独創性のある提案がなされているか。	30
見積額	経済性	配点×(最低提案見積額／見積額) ※小数点以下四捨五入	10
計			150